

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
区 分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額	① (付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	円 000 ※第二表の①欄へ
① 課税資産の譲渡等の対価の額	① (付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
	② (付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合が99%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑪欄へ
内訳	③ (付表1-2の②X欄の金額)	※第一表の⑬欄へ	※第一表の⑭欄へ	※第一表の⑮欄へ
消費税額	④ (付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑤・⑥D欄の合計金額)	(付表2-1の⑤・⑥E欄の合計金額)	※第一表の⑯欄へ
控除過大調整税額	⑤ (付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の⑦D欄の金額)	(付表2-1の⑦E欄の金額)	※第一表の⑰欄へ
控除	⑥ 控除対象仕入税額			
	⑦ 返還等対価に係る税額			※第二表の⑱欄へ
除	⑧ 売上げの返還等対価に係る税額			※第二表の⑲欄へ
	⑨ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑤X欄の金額)		
内	⑩ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑥X欄の金額)		
	⑪ 貸倒れに係る税額	⑥		
税額	⑫ 控除税額小計 (④+⑤+⑥)	(付表1-2の⑧X欄の金額)		
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑬			
差引税額 (②+③-⑦)	⑭	※⑩E欄へ	※⑪E欄へ	
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑮			※マイナスの場合は第一表の⑳欄へ ※プラスの場合は第一表の㉑欄へ
地方消費税の課税標準額	⑯ 控除不足還付税額	(付表1-2の⑩X欄の金額)	(⑩D欄と⑪E欄の合計金額)	
	⑰ 差引税額	(付表1-2の⑪X欄の金額)	(⑩D欄と⑪E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑱-⑱)	⑲		※第二表の㉒欄へ	※マイナスの場合は第一表の㉓欄へ ※プラスの場合は第一表の㉔欄へ ※第二表の㉕欄へ
譲渡	⑳ 還付額	(付表1-2の⑫X欄の金額)	(⑱E欄×22/78)	
	㉑ 割納税額	(付表1-2の⑬X欄の金額)	(⑲E欄×22/78)	
合計差引譲渡割額 (⑲-⑳)	㉒			※マイナスの場合は第一表の㉓欄へ ※プラスの場合は第一表の㉔欄へ

【No.54】⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の6.24/108、7.8/110相当額を、⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。  
また、不課税又は非課税取引(金銭の貸付け等)に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。